

# 令和4年度秋田県放課後児童支援員等資質向上研修 実施要項

## 1. 研修名称

令和4年度秋田県放課後児童支援員等資質向上研修

## 2. 主催者

秋田県（担当課：あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課）

電話：018-860-1553

## 3. 研修運営者

特定非営利活動法人あきた子どもネット（研修運営業務受託事業者）

電話：090-2887-0194

## 4. 科目

①障害児の支援「インクルーシブ教育」

②子どもの権利条約

③今ここでできること～子どもの「楽しい」をみつけてみよう～

## 5. 期日、講師、会場

《県北会場：北秋田市文化会館ホール 北秋田市材木町2-3》

期日	科目	講師
R4. 6. 28 (火)	①障害児の支援 「インクルーシブ教育」	秋田大学大学院教育学研究科 教職実践専攻 教授 藤井 慶博氏 ◇秋田大学教育文化学部附属特別支援学校長 日本特殊教育学会員 日本発達障害学会員
R4. 7. 5 (火)	②子どもの権利条約	秋田大学大学院教育学研究科 教職実践専攻 教授 佐藤 修司氏 ◇日本教育学会理事 日本教育政策学会常任理事・年報編集委員長
R4. 7. 12 (火)	③今ここでできること ～子どもの「楽しい」 をみつけてみよう～	秋田市将軍野児童館 児童厚生一級特別指導員 寺田 恵美子氏 ◇カプラのサークル「アツタカ」主宰

《県央会場：秋田県児童会館子ども劇場 秋田市山王中島町1-2》

期日	科目	講師
R4. 6. 29 (水)	①障害児の支援 「インクルーシブ教育」	秋田大学大学院教育学研究科 教職実践専攻 教授 藤井 慶博氏 ◇秋田大学教育文化学部附属特別支援学校長 日本特殊教育学会員 日本発達障害学会員
R4. 7. 6 (水)	③今 ここでできること ～子どもの「楽しい」 をみつけてみよう～	秋田市将軍野児童館 児童厚生一級特別指導員 寺田 恵美子氏 ◇カプラのサークル「アッタカ」主宰
R4. 7. 13 (水)	②子どもの権利条約	秋田大学大学院教育学研究科 教職実践専攻 教授 佐藤 修司氏 ◇日本教育学会理事 日本教育政策学会常任理事・年報編集委員長

《県南会場：平鹿生涯学習センター講堂 横手市平鹿町浅舞覚町後140》

期日	科目	講師
R4. 7. 1 (金)	①障害児の支援 「インクルーシブ教育」	秋田大学大学院教育学研究科 教職実践専攻 教授 藤井 慶博氏 ◇秋田大学教育文化学部附属特別支援学校長 日本特殊教育学会員 日本発達障害学会員
R4. 7. 8 (金)	②子どもの権利条約	秋田大学大学院教育学研究科 教職実践専攻 教授 佐藤 修司氏 ◇日本教育学会理事 日本教育政策学会常任理事・年報編集委員長
R4. 7. 15 (金)	③今 ここでできること ～子どもの「楽しい」 をみつけてみよう～	秋田市将軍野児童館 児童厚生一級特別指導員 寺田 恵美子氏 ◇カプラのサークル「アッタカ」主宰

## 6. 時間

### 【研修初日】

受付 8 : 5 0 ~ 9 : 2 0

オリエンテーション 9 : 2 0 ~ 9 : 3 0

講義 (前半) 9 : 3 0 ~ 1 0 : 3 0

休憩 1 0 : 3 0 ~ 1 0 : 4 5

講義 (後半) 1 0 : 4 5 ~ 1 1 : 4 5

### 【2日目及び3日目】

受付 9 : 0 0 ~ 9 : 3 0

講義 (前半) 9 : 3 0 ~ 1 0 : 3 0

休憩 1 0 : 3 0 ~ 1 0 : 4 5

講義 (後半) 1 0 : 4 5 ~ 1 1 : 4 5

## 7. 対象者

研修の対象者は、放課後児童支援員認定資格研修を修了し、放課後児童支援員として秋田県内の放課後児童クラブの指導に従事している職員のほか、次の各項に掲げる者としてします。

- (1) 放課後児童健全育成事業実施要綱（平成27年5月21日雇児発0521第8号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別添1に基づき放課後児童健全育成事業を実施するにあたり必要とされる職員等で次に掲げる者
  - ①補助員（放課後児童支援員が行う支援について、放課後児童支援員を補助する者）
  - ②放課後児童健全育成事業を行う者（以下「事業者」という。）の運営責任者
  - ③事業者が放課後児童支援員または補助員の代替として雇上げ等する者
  - ④放課後児童健全育成事業の活動に関わる保護者や地域住民等のボランティア
- (2) 「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領（学校を核とした地域力強化プラン）」（平成27年3月31日文科科学省生涯学習政策局長・初等中等教育局長裁定）に基づき実施される放課後子供教室の担当者及び連携・協力を行う学校の教職員

## 8. 受講人数

各会場とも150人程度

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況によって変動する場合があります。

## 9. テキスト

研修講師が指定する資料を、主催者が準備します。

## 10. 受講料

無料

## 11. 受講申込方法

- (1) 別紙受講申込書に必要事項を記入し、20の申込先に郵送、ファクスまたはE-mailで申し込んでください。
- (2) 7の対象者（1）に掲げる放課後児童支援員等は、予め従事している事業者へ受講申込みを行う旨の報告をしてください。受講人数を超える申込みがあった場合に、事業者に協議することがあります。

## 12. 受講申込書の扱い

- (1) 受講申込書に記載された情報は、本研修に関すること以外には使用しません。
- (2) 提出された受講申込書は返却しませんので、予め御了承ください。

## 13. 受講申込期限

令和4年6月7日（火）必着

## 14. 受講者の決定

- (1) 受講者の決定は主催者が行います。
- (2) 受講の可否については、受講申込みをされた方全員に書面で通知します。  
令和4年6月17日（金）まで通知が届かないときは、お手数ですが2の主催者に御連絡ください。
- (3) 受講人数を超えた申込みがあった場合は、放課後児童クラブに5年以上勤務されている方を優先し、調整します。  
※勤務先の事業者と協議させていただく場合があります。

## 15. 本人確認

- (1) 研修の適正運営のため、受講の都度本人確認を実施します。
- (2) 本人確認は、各回受付時にマイナンバーカード（顔写真付き）、運転免許証、健康保険証、パスポート等の公的機関発行の証明書により行います。  
※マイナンバーカード（顔写真付き）は本人確認として利用できますが、「マイナンバー通知カード」は利用できませんので御注意ください。

## 16. 修了評価

- (1) 受講した科目毎にレポート（200字程度）を提出していただき、主催者において評価を実施します。
- (2) 遅刻、早退、離席等があった場合は、当該科目は履修となりませんので御注意ください。

## 17. 修了証の交付

- (1) 全科目を履修したと認められる方に修了証を交付します。
- (2) やむを得ない理由により一部の科目を欠席した場合は、履修したと認められる科目について一部科目修了証を発行します。

## 18. 本研修の位置づけ

本研修は、「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」において、処遇改善の要件となる「都道府県・市町村が実施する研修」に該当します。

処遇改善には、本研修の修了が必要となる場合がありますので、積極的な受講をお勧めします。

## 19. その他

本実施要項、受講申込書をあきたの結婚・子育て応援情報webサイト「いっしょにねっと。」へ掲載するので御活用ください。

<http://common3.pref.akita.lg.jp/kosodate/>

で検索

20. 申込・問い合わせ先

特定非営利活動法人あきた子どもネット（研修運営業務受託事業者）

〒010-0922 秋田市旭北栄町1-5 社会福祉会館4F

TEL：090-2887-0194（月～金9:30～16:00祝日除く）

※研修日は電話に出られない場合がございます。

FAX：018-838-7071

E-mail：hoikushi@cna.ne.jp